資金収支計算書について

1. 資金収支計算書とは

資金の増加又は減少を意味し、一会計年度における資金収支の状況を「行政活動」「投資活動」「財務活動」の3つに区分して、それぞれの活動における資金調達の源泉、及び資金使途を明らかにしたものが資金収支計算書です。

「行政活動による資金収支」とは

市において経常的に行われる行政活動から発生する資金収支を記載します。具体的には、税収、施設利用料や手数料等の収入、交付金等の収受、人件費や消耗品等の購入、建物等の維持管理支出等、「投資活動」・「財務活動」以外の取引による資金収支を記載します。

「投資活動による資金収支」とは

固定資産の取得及び売却、固定資産の取得財源としての国庫支出金収入、外郭団体への出資、貸付による収支といった投資的な資金収支を記載します。このほか、基金への積立や基金からの繰入、他会計への繰出金についても、この資金収支計算書が普通会計を前提として作成されていることから、投資活動の一環として考え、「投資活動」区分に記載します。

「財務活動による資金収支」とは

地方債の発行・償還による収入・支出といった財務活動による資金収支を記載します。

2.対象となる会計の範囲

普通会計(一般会計、自家用有償バス事業特別会計、市民保養施設事業特別会計)としています。

3.作成基準日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで(出納整理期間含む)

4. 作成方法

平成19年度地方財政状況調査(決算統計)に基づき作成しています。

5. 資金の範囲

財政調整基金、減債基金及び歳計現金としています。